

福祉のまちづくり条例逐条解説改正概要（令和6年4月1日改正） 既存住宅を転用した障害者グループホームの取り扱いについて

1 背景・目的

兵庫県では平成4年に福祉のまちづくり条例を制定し、建築物のバリアフリー整備基準を定め、福祉のまちづくりを推進しています。また、条例の運用に当たり、審査担当者が考慮すべき事項を「福祉のまちづくり条例逐条解説—特定施設整備編—」（以下、逐条解説という。）にまとめています。

現行の逐条解説では、施設の用途の判断は建築基準法に基づく判断を基本としながらも、グループホームであって共同生活援助を行う住居（以下「障害者グループホーム」という。）及び認知症対応型共同生活介護を行う施設（以下「認知症高齢者グループホーム」という。）については「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」に含まれる、としています。

これにより、障害者グループホーム及び認知症高齢者グループホームは全ての規模で福祉のまちづくり条例の対象となり、基準の遵守義務が課されています。

国においては障害者の住まいの場の確保のため、障害者グループホームの整備（既存ストックの有効活用を含む。）を推進しています。また、兵庫県においても県営住宅等公営住宅を活用した障害者グループホームの開設の支援等により、障害者の住まいの場の確保を推進しているところです。

障害者グループホームは地域の中で家庭的な雰囲気の下、平均6名程度で共同生活を行う住まいの場であることから、既存住宅からの転用を検討する相談が多数寄せられています。

しかし、一般的な住宅では福祉のまちづくり条例の出入口の幅や段差解消等の基準への適合が困難であるため、障害者グループホームへの転用が進まない状況にあります。

これらを踏まえ、既存住宅の障害者グループホームへの転用は障害者の住宅の確保の推進に加えて、今後も増加が見込まれる空き家の活用にもつながることから、逐条解説の改正を行います。

2 改正概要

既存住宅を用途変更して障害者グループホーム（主として身体の機能上の制限を受ける者が利用するものを除く。）に転用する場合は建築基準法上の用途に準じ「寄宿舍」又は「共同住宅」として取り扱う。